00155
(R7)

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人福岡桜十字

① ☐ 財団　■ 社団（ ☐ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

② ☐ 社会医療法人　☐ 特別医療法人　☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人　■ その他

③ ☐ 基金制度採用　☐ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の☐を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　主たる事務所：福岡県福岡市中央区渡辺通３－５－１１

従たる事務所：福岡県久留米市西町９１４

(3) 設立認可年月日　　昭和５７年１２月２３日

(4) 設立登記年月日　　昭和５７年１２月２７日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	今村　博孝	
理　事	西川　通子	
同	西川　朋希	
同	西川　加奈	
同	寝占　克弘	
同	緒方　一未	
同	山本　雄祐	桜十字福岡病院管理者
同	矢野　豊	桜十字博多駅健診クリニック診療所管理者
同	四方田　宗一	花畑病院管理者
監　事	志村　貴雄	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	桜十字福岡病院	１０２２２３５	福岡市中央区渡辺通三丁目5-11	一般病床１９９床

病院	花畑病院	２７１２３５４	福岡県久留米市西町914	一般病床３０床 療養病床１０５床 [医療保険１３５床]
診療所	桜十字博多駅健診クリニック	０２１３８２７	福岡市博多区博多駅中央街 8-1　JRJP 博多ビル８階	
介護老人保健施設	レ・ハビリス桜十字	４０５０３８０１１４	福岡市中央区渡辺通三丁目5-11	入所定員１００名 通所定員１１０名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
桜十字福岡病院訪問看護ステーション	福岡市中央区渡辺通三丁目 3-7	
桜十字福岡病院訪問介護ステーション	福岡市中央区渡辺通三丁目 3-7	
桜十字福岡病院ケアプランサービス	福岡市中央区渡辺通三丁目 3-7	
桜十字ケアプランサービス福岡西	福岡市西区愛宕三丁目 15-6-102	
花畑病院訪問看護ステーション	福岡県久留米市西町 914 番地	
桜十字ケアプランセンター花畑	福岡県久留米市西町 914 番地	
福岡市中央第五地域包括支援センター【福岡市から委託を受けて管理】	福岡市中央区薬院四丁目 1-27-305	

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年５月２９日　　令和６年度決算の決定、理事及び監事改選、

令和８年３月３０日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6)　当該会計年度内に購入した医療機関債

注）１．　医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

(7)　当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ　の　他

様式第三号

法人名　医療法人　福岡桜十字
所在地　福岡県福岡市中央区渡辺通３－５－１１

※医療法人整理番号	0	0	1	5	5

財　産　目　録

（令和８年３月３１日現在）

１．資　産　額　6,444,676 千円
２．負　債　額　1,104,934 千円
３．純　資　産　額　5,339,741 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		4,747,285
B 固定資産		1,697,390
C 資産合計	（A＋B）	6,444,676
D 負債合計		1,104,934
E 純資産	（C－D）	5,339,741

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式第一号

法人名　医療法人　福岡桜十字
所在地　福岡県福岡市中央区渡辺通３－５－１１

※医療法人整理番号	0	0	1	5	5

貸借対照表

（令和８年３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	4,747,285	**Ⅰ 流動負債**	656,618
現金及び預金	1,876,804	買掛金	63,296
医業未収金	1,092,601	短期借入金	24,768
未収金	74,302	未払費用	356,513
たな卸資産	15,180	未払法人税等	27,929
前払費用	93,167	未払消費税等	17,312
短期貸付金	1,600,204	預り金	75,892
その他流動資産	3,024	仮受金	20
貸倒引当金	△ 8,000	前受収益	155
Ⅱ 固定資産	1,697,390	賞与引当金	90,731
１ 有形固定資産	721,856		
建物	267,880		
建物附属設備	149,816	**Ⅱ 固定負債**	448,316
構築物	577	長期借入金	212,674
医療用器械備品	75,551	修繕引当金	24,200
器具備品	74,582	退職給付引当金	61,666
車両運搬具	619	繰延税金負債	149,775
土地	60,180		
一括償却資産	19,231		
建設仮勘定	73,418	負債合計	1,104,934
２ 無形固定資産	75,258	純資産の部	
電話加入権	1,003	科目	金額
ソフトウェア	71,855	**Ⅰ 出資金**	98,500
その他	2,400	**Ⅱ 積立金**	5,241,241
３ その他の資産	900,276	繰越利益積立金	5,241,241
出資金	27		
保証金・敷金	880,319		
長期前払費用	19,929	純資産合計	5,339,741
資産合計	6,444,676	負債・純資産合計	6,444,676

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名　医療法人　福岡桜十字
所在地　福岡県福岡市中央区渡辺通３－５－１１

※医療法人整理番号	0	0	1	5	5

損　益　計　算　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月３１日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		7,035,192
2 事業費用		
(1)事業費	6,989,107	
(2)本部費	20,910	7,010,018
本来業務事業利益		25,173
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		373,873
2 事業費用		242,246
附帯業務事業利益		131,626
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		156,800
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	25,628	
その他の事業外収益	251,871	277,500
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	190	
その他の事業外費用	25,200	25,390
経常利益		408,910
Ⅳ 特別損失		
固定資産除却損	1,948	
固定資産圧縮損	5,454	7,402
税引前当期純利益		401,507
法人税・住民税及び事業税	88,159	
法人税等調整額	149,775	237,935
当期純利益		163,572

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1　資産の評価基準及び評価方法
（1）棚卸資産
最終仕入原価法

2　固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに
平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
取得価格10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　15年～39年
建物附属設備　3年～18年
構築物　10年～45年
医療用器械備品　2年～15年
器具備品　2年～20年
車両運搬具　2年～6年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3　引当金の計上基準
（1）貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権について法人税法における貸倒引当金の
繰入限度額を計上しております。

（2）修繕引当金
将来の建物等の修繕支出に備えて、修繕見込額を計上しています。

（3）賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込み額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

（4）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法
（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

4　消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

5　その他貸借対照表作成のための基本となる重要な事項
（1）補助金等の会計処理方法
固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上しております。
なお、対象となる固定資産について法人法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって
処理しております。

6　重要な会計方針を変更した旨等
当期より税効果会計を適用しております。

7　法第５１条第１項に規定する関係事業者に関する事項
（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が代表者である法人	株式会社桜十字	熊本県熊本市南区	33,555,491	不動産賃貸など	金銭の貸借	金銭の貸借	-	短期貸付金	281,000

取引条件及び取引条件の決定方針等
・関係事業者が金融機関から借り入れる場合の金利を勘案して決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が代表者である法人	株式会社桜十字	熊本県熊本市南区	33,555,491	不動産賃貸など	不動産の賃借	不動産の賃借	754,644	前払費用	62,887

取引条件及び取引条件の決定方針等
・市場実勢を勘案して賃料、支払条件を決定しております。

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	西川　朋希	会社役員	社員・理事	金銭の貸借	-	短期貸付金	299,914

取引条件及び取引条件の決定方針等
・関係事業者が金融機関から借り入れる場合の金利を勘案して決定しております。

8　その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、譲渡損益調整資産の譲渡であります。

（２）減価償却累計額（千円）

①有形固定資産の減価償却累計額	938,949 千円
②無形固定資産の減価償却累計額	190,267 千円

様式5

法人名　医療法人　福岡桜十字

所在地　福岡県福岡市中央区渡辺通三丁目５－１１

※医療法人整理番号	0	0	1	5	5

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が代表者である法人	株式会社桜十字	熊本県熊本市南区	33,555,491	不動産賃貸など	金銭の貸借	金銭の貸借	－	短期貸付金	281,000

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

・関係事業者が金融機関から借り入れる場合の金利を勘案して決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が代表者である法人	株式会社桜十字	熊本県熊本市南区	33,555,491	不動産賃貸など	不動産の賃借	不動産の賃借	754,644	前払費用	62,887

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

・市場実勢を勘案して賃料、支払条件を決定しております。

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	西川朋希	会社役員	社員・理事	金銭の貸借	－	短期貸付金	299,914

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

・関係事業者が金融機関から借り入れる場合の金利を勘案して決定しております。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人福岡桜十字
理事長　今村　博孝　　殿

私は、医療法人福岡桜十字の令和７会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年５月２９日
医療法人福岡桜十字
監事　志村　貴雄

様式第四号

法人名　医療法人　福岡桜十字
所在地　福岡県福岡市中央区渡辺通３－５－１１

※医療法人整理番号 0 0 1 5 5

純資産変動計算書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月３１日）

（単位：千円）

	出資金	積立金		評価・換算差額等			純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和7年4月1日 残高	98,500	5,077,668	5,077,668	－	－	－	5,176,168
会計年度中の変動額							
当期純利益	－	163,572	163,572	－	－	－	163,572
会計年度中の変動額合計	－	163,572	163,572	－	－	－	163,572
令和8年3月31日 残高	98,500	5,241,241	5,241,241	－	－	－	5,339,741

１．純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
２．評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
３．積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

法人名　　医療法人　福岡桜十字

所在地　　福岡県福岡市中央区渡辺通３－５－１１

※医療法人整理番号	0	0	1	5	5

キャッシュ・フロー計算書

（自 令和７年４月１日　　至 令和８年３月３１日）

（単位：千円）

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	401,508
減価償却費	179,571
貸倒引当金の増減額	
賞与引当金の増減額	90,731
退職給付引当金の増減額	61,666
修繕引当金の増減額	△ 225,800
受取利息及び受取配当金	△ 25,631
支払利息	190
売上債権の増減額	△ 61,469
棚卸資産の増減額	68
その他資産の増減額	91,387
仕入債務の増減額	43,634
その他負債の増減額	△ 5,490
その他	7,403
小計	557,768
利息及び配当金の受取額	25,631
利息の支払額	△ 190
法人税等の支払額	△ 111,767
営業活動によるキャッシュ・フロー	471,441
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 174,695
有形固定資産の売却による収入	
貸付による支出	△ 3,583,800
貸付金の回収による収入	3,300,620
その他	△ 258,618
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 716,493
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	
短期借入金の返済による支出	
長期借入れによる収入	
長期借入金の返済による支出	△ 12,558
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,558
現金及び現金同等物の増減額	△ 257,610
現金及び現金同等物の期首残高	2,134,415
現金及び現金同等物の期末残高	1,876,805

様式第五号

法人名　医療法人　福岡桜十字

所在地　福岡県福岡市中央区渡辺通３－５－１１

※医療法人整理番号	0	0	1	5	5

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	328,618	－	－	328,618	60,737	8,421	267,880
	附属設備	314,087	－	2,409	311,678	161,862	22,797	149,816
	構築物	1,166	－	－	1,166	589	116	577
	医療用器械備品	589,132	30,872	67,421	552,584	477,033	33,264	75,551
	器具備品	304,749	39,311	66,457	277,603	203,021	41,046	74,582
	車両運搬具	10,150	1,566	－	11,717	11,097	1,699	619
	土地	60,180	－	－	60,180	－	－	60,180
	一括償却資産	23,838	20,000	－	43,838	24,607	14,612	19,231
	建設仮勘定	－	73,418	－	73,418	－	－	73,418
	計	1,631,923	165,169	136,287	1,660,805	938,949	121,958	721,856
無形固定資産	電話加入権	1,003	－	－	1,003	－	－	1,003
	ソフトウェア	252,598	9,524	－	262,122	190,267	50,521	71,855
	その他無形固定資産	2,400	－	－	2,400	－	－	2,400
	計	256,001	9,524	－	265,526	190,267	50,521	75,258
その他の資産	出資金	27	－	－	27	－	－	27
	保証金・敷金	617,833	270,130	7,644	880,319	－	－	880,319
	長期前払費用	82,054	－	－	82,054	62,125	10,958	19,929
	計	699,914	270,130	7,644	962,401	62,125	10,958	900,276

1．有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。

2．「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

3．当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

4．合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の１％を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）

5．特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。

6．有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の１％以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の５％以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名　医療法人　福岡桜十字
所在地　福岡県福岡市中央区渡辺通３－５－１１

※医療法人整理番号	0	0	1	5	5

引　当　金　明　細　表

区　　分	前期末残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （そ の 他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	8,000	－	－	－	8,000
賞与引当金	－	90,731	－	－	90,731
修繕引当金	250,000	－	－	238,800	24,200
退職給付引当金	－	61,666	－	－	61,666

（注）修繕引当金の当期減少額（その他）」は、洗替によるものであります。

１．前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
２．「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
３．「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名　医療法人　福岡桜十字
所在地　福岡県福岡市中央区渡辺通３－５－１１

※医療法人整理番号	0	0	1	5	5

借　入　金　等　明　細　表

区　　分	前期末残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	－	－	－	－
１年以内に返済予定の長期借入金	5,010	9,912	0.2	－
	5,010	9,912	0.2	－
	2,050	3,960	0.2	－
	488	984	0.2	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	94,990	85,078	0.2	2035年10月10日
	94,990	85,078	0.2	2035年10月10日
	37,950	33,990	0.2	2035年10月10日
	9,512	8,528	0.2	2035年11月10日
その他の有利子負債	－	－	－	－
合　　計	250,000	237,442	－	－

（注）1.　長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）
長期借入金	24,768	24,768	24,768	24,768

１．短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
２．重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
３．「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
４．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
５．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名　医療法人　福岡桜十字
所在地　福岡県福岡市中央区渡辺通３－５－１１

※医療法人整理番号	0	0	1	5	5

有　価　証　券　明　細　表

【債　券】

銘　　柄	券　面　総　額 （千円）	貸借対照表価額 （千円）
該当なし	－	－
計	－	－

【その他】

種　類　及　び　銘　柄	口　数　等	貸借対照表価額 （千円）
該当なし	－	－
計	－	－

１．貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
２．流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
３．銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の１％以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
４．「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第２条第１項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式九の二号

法人名　医療法人　福岡桜十字
所在地　福岡県福岡市中央区渡辺通３－５－１１

※医療法人整理番号	0	0	1	5	5

事　業　費　用　明　細　表

（自　令和７年４月１日　　至　令和８年３月３１日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　材料費		
期首棚卸高	15,114	
医薬品仕入	157,273	
診療材料仕入	118,488	
医療消耗品費	5,231	
給食材料仕入	74,718	
期末棚卸高	13,826	357,000
Ⅱ　給与費		
給料	2,661,375	
賞与	393,113	
退職給付費用	76,329	
法定福利費	513,274	
DC関連費用	3,818	
通勤費	102,969	3,750,881
Ⅲ　委託費		
事務委託費	711,299	
施設管理委託費	36,025	
警備委託費	22,095	
清掃委託費	53,457	
検査委託費	81,031	
給食委託費	256,174	
洗濯委託費	7,955	
廃棄物処理委託費	17,111	
その他委託費	3,309	1,188,460
Ⅳ　経費		
広告宣伝費	16,446	
運送費	593	
販売促進費	15,264	
職員被服費	20,253	
人材派遣費	45,297	
福利厚生費	14,862	
減価償却費	179,570	
賃借料	54,477	
修繕費	3,048	
研究研修費	6,344	
消耗品費	74,996	
水道光熱費	136,160	
旅費交通費	22,048	
支払手数料	21,398	
租税公課	89,178	
交際費	10,215	
保険料	10,260	

通信費	32,315	
諸会費	5,001	
車両関係費	20,739	
新聞図書費	572	
顧問料	17,143	
地代家賃	909,641	
採用費	46,759	
社員食堂管理料	10,629	
雑費	2,370	
保守料	67,426	
その他医業経費	27,540	
会議費	750	
寄付金	3,723	
賞与引当金繰入	90,731	
雑損失	159	1,955,922
Ⅴ　売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高		
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）		
商品（又は製品）期末たな卸高		0
Ⅵ　その他の事業費用		0
事　業　費　用　計		7,252,265

1．売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。

2．ⅠからⅥの中科目区分は、省略する様式によることもできる。

3．その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月25日

医療法人福岡桜十字
理事会御中

中島崇賢公認会計士事務所
東京都新宿区西新宿7-1-12
公認会計士　中島崇賢

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人福岡桜十字の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上